

### 3 基本ルール関係

#### ア 規制に関する手続の見直し

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
規制影響分析(RIA)の義務付けに向けた取組の推進 (各府省)	a 各府省は、規制改革・民間開放推進会議及び総務省と連携しつつ、RIAの試行的な実施や規制の事前評価の義務付けに向けた調査研究等に一層積極的に取り組む。	逐次実施			(総務省) 「規制影響分析(RIA)の試行的実施に関する実施要領(平成16年8月13日、内閣府規制改革・民間開放推進室、平成18年3月31日一部改正、平成19年9月30日廃止)等を踏まえ、各府省において、平成16年10月から規制の事前評価を試行的に実施し、平成19年9月30日までに247件の試行がなされた。 なお、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成19年政令第157号)が平成19年10月1日に施行され、規制の事前評価が法令上義務付けられたこと等を踏まえ、平成19年9月30日をもって規制影響分析(RIA)の試行的実施は終了した。
(総務省)	b 総務省は、調査研究を行い、政策評価の観点からその評価手法の開発の推進に努めているところであるが、平成17年度においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、16年度から各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進める。	逐次実施			(総務省) 各府省において実施されている試行的なRIAの実施状況を「規制影響分析(RIA)の試行的実施状況」(平成19年10月26日)として取りまとめ、公表した。 事前評価を義務付けるための必要な措置については、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令を改正(平成19年3月30日閣議決定)し、新たに事前評価の義務付けの対象として、法律又は政令による規制の新設又は改廃に関する政策を規定した。同一部改正政令は、平成19年10月1日に施行され、これにより規制の事前評価が法令上義務付けられることとなった。 また、事前評価の義務付けに至らない規制についても積極的かつ自主的にこれを行うよう努める旨、政策評価に関する基本方針(平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定)を一部変更した(平成19年3月30日閣議決定)。
(各府省) (総務省)	c 各府省は引き続き、RIAの試行を積極的に実施するとともに、総務省は引き続き、その実施状況の把握・分析や調査研究を通じて、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で、規制について事前評価を義務付けるため必要な措置を講ずる。 また、各府省は、事前評価の義務付けに至らない規制についても、積極的かつ自主的にこれを行うよう努めることとし、総務省は、これを促進するために必要な措置を講ずる。			措置	(総務省) a・b 参照
行政手続法の見直し (総務省)	b 行政処分や行政指導における書面交付制度の在り方について、改めて実態調査を行った上で、改善すべき点が無いか検討を行い、早期に結論を得る。	検討開始	可能な限り早期に結論		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基本ルール】ア bに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
規制の見直し基準の策定 (規制改革・民間開放推進会議)	<p>規制改革・民間開放推進会議は、関係府省や地方公共団体の協力を得ながら、以下の基本的な考え方にしたがって、規制の見直し基準(以下「見直し基準」という。)を策定し、これに基づき積極的に見直しを推進する。</p> <p>a 見直し基準の性格 参入・退出、業務内容、競争条件の観点から規制の見直し基準を策定することとし、見直し基準は、個別分野ごとのものではなく分野横断的なものとする。また、見直し基準は、最低基準としてではなく、標準の基準とし、その基準を上回る規制については、その必要性・妥当性をより厳しく検証するという形で用いる。</p> <p>b 見直し基準の策定の視点 見直し基準の策定は、次の視点に立って行う。 ・ 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換されているかどうか。 ・ 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止され、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとされているかどうか。 ・ 国際的な整合性の確保を図られているかどうか。 ・ 手続が簡素化され、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化が進められているかどうか。 ・ 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任が明確化されているかどうか。 ・ 公共サービス分野における国の事務・事業について、民営化、民間への事業譲渡、民間委託に関する規制の在り方が積極的に見直されているか。 上記のほか、「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)に示された視点に立つ。</p> <p>c 見直し基準の策定の手順 我が国の構造改革にとって規制改革の実施は急務であることから、見直し基準の策定は、その完遂を待つことなく、可能な一部の基準から優先的に順次策定することとし、必要に応じその速やかな政府決定を経た上で、早急に実際の見直し作業を開始する。</p> <p>d 具体的な措置 上記にかんがみれば、優先的に策定されるべき見直し基準としては、ア 通知・通達等の法令以外の規定に基づく規制の見直し基準(廃止、法令化等の基準)、イ 制度創設以来一定の年限が経過した規定に基づく規制の見直し基準(廃止等の基準)が考えられる。</p>		一部措置済	逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)【基本ルール】アに移行)

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等
事項名	措置内容	実施予定時期			
		平成16年度	17年度	18年度	
	これらの規制については、その見直しの必要性が高いと考えられるので、規制改革・民間開放推進会議及び前身の総合規制改革会議等の規制改革推進機関において審議してきた事項(集中受付月間における構造改革特区や全国規模の規制改革に関する民間提案事項を含む。)の中から具体的事例を選定し、見直し基準を策定するとともに、規制の見直しを推進する。さらに、その他の見直し基準についても、逐次検討を進める。				
見直し基準による見直しの推進 (規制改革・民間開放推進会議) (各府省)	規制改革・民間開放推進会議及び各府省庁は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、別紙の見直し基準に従い見直しを推進するものとする。このため、別紙の見直し基準に基づき、必要な措置を講ずる。		逐次実施		(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[基本ルール]ア bに移行)
見直し推進の体制 (規制改革・民間開放推進会議) (各府省)	別紙の見直し基準に基づく見直しを強力に推進するため、見直し基準の体制について、以下の指針に基づき、必要な措置を講ずる。 ア 各府省庁は、既に制定・発出されている規制にかかわる通知・通達等について、前述の見直し基準に定める分類にしたがい個々の通知・通達等の分類に着手し、平成18年中に分類を完了するものとする。 イ 上記の分類に基づき、各府省庁は、前述の見直し基準にしたがい以下の要領で見直しを推進するものとする。 (ア)各府省庁は、年度末までに、翌年度における見直しの対象となる通知・通達等について、見直し推進機関の意見を踏まえつつ、選定する。 (イ)各府省庁は、12月末日までに、見直しの対象として選定された通知・通達等の見直し結果を見直し推進機関に報告する。 (ウ)見直し推進機関は、報告された見直し結果を審査し、必要に応じ所管府省に対し再検討を要請する。見直し結果については毎年度末までに確定し、見直し推進機関により公表する。 ウ 各府省庁は、新たに通知・通達等を制定・発出しようとする場合、前述の見直し基準を勘案のうえ、制定・発出を行うものとする。 エ 平成18年度においては、規制改革・民間開放推進会議が見直し推進機関の機能を担うものとする。平成19年度以降の見直し推進機関の在り方等については、見直しの推進状況を踏まえつつ平成18年度中に検討し、決定する。			逐次実施	(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[基本ルール]ア に移行)

## イ 地方公共団体における規制改革の推進に向けた方策

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成18年3月31日閣議決定)における決定内容					
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等
		平成16年度	17年度	18年度	
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[地域産業振興関係]工 に移行)
(規制改革・民間開放推進会議)	a 規制改革・民間開放推進会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[地域産業振興関係]工 a に移行)
(規制改革・民間開放推進会議)	b 規制改革・民間開放推進会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[地域産業振興関係]工 b に移行)
(規制改革・民間開放推進会議)	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[地域産業振興関係]工 c に移行)
(公正取引委員会)	<p>したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革・民間開放推進会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。</p> <p>d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。</p> <p>[地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)] [公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)]</p>	逐次実施			(規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)[地域産業振興関係]工 d に移行)